



平成 18 年 9 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 旅籠屋
代 表 者 名 代表取締役社長 甲斐 真
(銘柄コ - ド : 4807)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 代表取締役社長 甲斐 真
電 話 03-3847-8858

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について決議されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本年 4 月 7 日に完了した増資に伴い、また今後の新株発行に備え、第 5 条の発行可能株式総数を拡大するためであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の事項を変更いたします。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 15 条(取締役会の設置)、第 28 条(監査役の設置)を新設いたします。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 6 条(株券の発行)を新設いたします。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 23 条(取締役会の決議の省略)を新設いたします。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更いたします。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行います。

上記各変更に伴う条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| (公告の方法) 第4条 当社の公告は、官報に掲載する。 | (公告方法) 第4条 当社の公告は、官報に掲載する <u>方法により行う。</u> |
| 第2章 株式 (発行する株式の総額) 第5条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は、19,920株とする。 | 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、 <u>24,980株</u> とする。 |
| (新設) | (株券の発行) 第6条 当社は株式に係る株券を発行する。 |
| (名義書換代理人) 第6条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> | (株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 |
| (株式取扱規則) 第7条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。 | (株式取扱規則) 第8条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u> |
| (基準日) 第8条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は | (基準日) 第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、そ |

| | |
|--|--|
| <p>記録された議決権を有する株主とする。</p> <p>2. 前項及び本定款に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> | <p>の事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> |
| <p>(招集者及び議長)</p> <p>第10条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会ので定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> |
| <p>(決議の方法)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> |
| <p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は記録を行う。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印</p> |

| | |
|---|---|
| | または電子署名する。 |
| 2.株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。 | (削除) |
| 第4章 取締役および取締役会 (新設) | 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) |
| (取締役の員数) 第14条 当社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。 | 第15条 当社は、取締役会を置く。 (取締役の員数) 第16条 当社の取締役は、5名以内とする。 |
| (取締役の選任) 第15条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決数の過半数の決議によって選任する。 | (取締役の選任および解任) 第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 |
| 2. 取締役の選任については、累積投票によらない。 | 4. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 |
| (取締役及び監査役の任期) 第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 | (取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の残存期間と同一とする。 | 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 |
| 3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 | (削除) |
| (役付取締役) 第17条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 | (削除) (削除) |
| (代表取締役) 第18条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。 | (代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 |

| | |
|---|--|
| <p>2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> | <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>(取締役会の招集者及び議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(取締役会の招集手続) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に大して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> | <p>(取締役会の決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> |
| <p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は記録を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。</p> | <p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(取締役会規則) (新設)</p> | <p>(取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> |
| <p>(報酬) 第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会をもって定める。</p> | <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> |

| | |
|---|--|
| (新設) | (取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 |
| (新設) | 第 5 章 監査役 (監査役の設置) 第 28 条 当社は、監査役を置く。 |
| (新設) | (監査役の員数) 第 29 条 当社の監査役は、2 名以内とする。 |
| (新設) | (監査役の選任) 第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| (新設) | (監査役の任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 |
| (新設) | (監査役の報酬等) 第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 |
| (新設) | (監査役の責任免除) 第 33 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 |
| 第 5 章 計算 (営業年度及び決算期) 第 24 条 当社の営業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月末日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。 | 第 6 章 計算 (事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。 |
| (利益配当金) 第 25 条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び毎営業年度末日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。 | (期末配当金) 第 35 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。 |

| | |
|---|--|
| <p>(新設)</p> | <p>(中間配当金)</p> <p>第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> |
| <p>(除斥期間)</p> <p>第 26 条 利益配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 37 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> |
| <p>(情報開示)</p> <p>第 27 条 当社は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄（エマージング区分）として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期限までに作成する。</p> | <p>(現行どおり)</p> <p>第 38 条</p> |

以上